

## 第46回岡山県人権政策審議会 議事録【概要】

### ○開催概要

- 1 日 時 令和元年5月27日（月）14：00～15：50
- 2 場 所 ピュアリティまきび（岡山市）
- 3 出席者

◆委員（五十音順、敬称略）／出席委員14名

青木美憲、市場恵子、川島聡、清野幸代、近藤理恵、進藤貴子、角田みどり、田村久美、塚本千秋、筒井愛知、中井智子、花田文甫、槇尾真佐枝、薬師寺明子

◆岡山県／出席16名

県民生活部長、男女共同参画青少年課長、子ども家庭課長、指導監査室長、長寿社会課総括副参事、障害福祉課長、国際課長、健康推進課長、情報政策課長、くらし安全安心課長、保健福祉課長、人権教育課長、人権施策推進課長、人権施策推進課職員

### ○議 事

#### 1 開 会

##### 県民生活部長あいさつ

委員の皆様には、大変お忙しい中、人権政策審議会にご出席いただきお礼を申し上げます。また、本県の人権施策の推進については、平素から格別のご理解とご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、最近の人権に関わる動向としては、依然として女性や子ども、高齢者・障害のある人への虐待やいじめが発生している。また、外国人労働者の増加が一層見込まれることや、LGBTについてテレビや新聞などマスコミに取り上げられる機会も増えてきている。こうしたことから、様々な人権課題への取組がますます重要になっていると考えている。

このような中、「第4次岡山県人権政策推進指針」の策定から3年が経過し、今年度は指針改定の参考とするため「人権問題に関する県民意識調査」を実施する予定である。

本日は、第4次岡山県人権政策推進指針に示されている、主な人権課題に係る県の取組状況について、関係各課から説明のあと、ご意見・ご質問を頂戴することとなっている。

どうぞ、皆様方には、忌憚のないご意見をいただき、有意義な会議となるようお願いする。

#### 2 議 題

##### （1）行政説明

～行政説明資料に基づき、関係各課長から説明～

**(事前質問に対する回答)**

**○質問 1 資料 2 ページ関連 (〇〇委員)**

課題別施策の推進欄で、「性同一性障害のある人」の記述は「性別違和の人」に修正した方がよいのではないかと。

**○回答 1 (人権施策推進課長)**

この欄は第 4 次人権政策指針の表記を転記したものである。

**○質問 2 資料 1 2 ページ関連 (〇〇委員)**

保護命令の件数は、

(1) 岡山地方裁判所本庁だけの件数か。それとも、支部（倉敷、津山、新見）を含む岡山地方裁判所管内の件数か。

(2) 申立件数か。それとも、発令件数か。

以上がわかるように表示した方がよいと思う。

**○回答 2 (男女共同参画青少年課長)**

(1) 支部を含む岡山地方裁判所管内の件数である。

(2) 発令件数である。

**○質問 3 資料 2 1 ページ関連 (〇〇委員)**

岡山県でのヘルプマークの導入について教えていただきたい。

**○回答 3 (障害福祉課長)**

普及には、ヘルプマークの意味を広く一般に周知・啓発することが重要であると考えている。

県内では、市町村単位での導入が進んでいる状況も踏まえ、県としては、従前から、啓発ポスターの掲示やチラシの配布等による普及に取り組んできている。これに加え、昨年 1 2 月の障害者週間からは、そうした啓発の一環として、各県民局において、アンケートへの協力とともにヘルプマークの配布を行っている。

**○質問 4 資料 2 1 ページ関連 (〇〇委員)**

手話条例の制定への動きについて教えていただきたい。

**○回答 4 (障害福祉課長)**

手話言語条例の制定については、従前から、福祉のまちづくり条例に基づき、障害のある人のコミュニケーション手段の確保のため、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣など、当事者のニーズに沿った支援とともに、障害特性への理解の促進にも取り組んでいる。

このため、新たな条例の制定は考えていないが、引き続き、障害のある人が、それぞれの状況に応じた意思疎通の手段を選択できるよう、関係団体とも連携しながら、取組を進めていきたいと考えている。

### ○質問5 資料21ページ関連(〇〇委員)

資料に「障害者就業・生活支援センター」が挙げられているが、県が委託している事業は他にも「発達障害者支援センター」等もある。この事業だけが挙げられているのには何か理由があるのか。

### ○回答5 (障害福祉課長)

当課の所管する障害福祉施策は、ご指摘の「発達障害者支援センター」事業も含め、多岐にわたっている。

資料では、「障害のある人の自立と社会参加の促進」という項目を踏まえ、内容として、代表的な取組、分かりやすい取組など、紙面の都合もあり厳選して掲載している。

「障害者就業・生活支援センター」については、自立につながる「就労支援」の取組の一例として挙げているものである。

### ○質問6 資料23～24ページ関連(〇〇委員)

- (1) 多言語対応(3言語)とはどの言語か。また増やす可能性はあるのか。
- (2) 「日本語教室マップリスト」(5言語)とはどの言語か。
- (3) 「生活安全マニュアル」(7言語)とはどの言語か。

### ○回答6 (国際課長)

- (1) 「岡山医療情報ネット」及び「おかやま防災ポータル」は英語、中国語、韓国語の3言語に対応している。現時点では、対応言語を増やす予定はないが、在留外国人数や利用状況を勘案し、さらなる多言語化も検討したい。
- (2) 「日本語教室マップリスト」は英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語の5言語で作成している。
- (3) 「生活安全マニュアル」は「日本語教室マップリスト」の5言語にインドネシア語、スペイン語の2言語を加えた7言語で作成している。

### ○質問7 資料30ページ関連(〇〇委員)

グラフ「検査件数と検査での陽性者数」で、去年は岡山県・市保健所での検査件数の増加が見られており、行政の取り組みの成果と思われませんが、具体的にどのような対策が有効だったのか。

### ○回答7 (健康推進課長)

検査件数が減少傾向にあったことから、平成29年度に、増加する梅毒患者への対策も合わせ、受検勧奨のための新たな啓発資材を作成、配布するなど、性感染症予防の対策を強化した取組が、検査件数の増加に寄与しているものと認識している。

### ○質問8 資料33ページ関連(〇〇委員)

消費者教育の推進について、第3次岡山県消費生活基本計画の概要版の重点施策に「(2) 消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進」が表記されているので、この資料にも「世代別」、「ライフステージに応じた」だけでなく、「消費者の特性に配慮し

た」を加えた方がいいのではないではないか。

## ○回答8 (くらし安全安心課長)

委員のご指摘のとおり、行政説明資料では包括的な表現にとどめているが、実際は幼児期から高校生期までの階級別の消費者教育教材とか障害のある人に配慮した消費者教育教材等を作成して活用を進めている。

ご意見のとおり、世代別でライフステージに応じた教育だけでなく、消費者の様々な特性に対応した実践的な消費者教育を推進していくこととしているので補足説明をさせていただきます。来年度以降については資料に明記する。

### (行政説明後の質疑・応答)

#### (〇〇委員)

ハートフルフェスタに2年連続で参加したが、最初に立てた目的とその参加者・出席者の年齢層とか人数とかが、きっちり達成できて狙いどおりのものだったのか。

#### (人権施策推進課長)

ハートフルフェスタは毎年12月に実施している。委員のお話のとおりテーマが少し本来の目的からずれているのではないかという懸念があり、昨年度から委託事業者の選定に際し、あらかじめテーマを決めて公募するように修正した。昨年のテーマは、入管法の改正など外国人労働者が今後増加することが見込まれていたため、多文化共生をテーマにして実施した。

参加者について、昨年は応募が308名で、当日の参加は211名であった。

今後とも、テーマについては一般の方が理解しやすいものに絞り、進めて参りたい。

#### (〇〇委員)

2回とも年齢層が高いと感じた。せっかくなので登場される方が若い方で、学生とか高校生とかが含まれていれば、よりいいなと思う。

今年も行くと思うが、内容を少し変えれば、本当に来て欲しい人、聞いてもらいたい人に参加してもらえそうな気がする。

#### (人権施策推進課長)

確かに以前は子ども向けの時間と大人向けの時間を分けて1日で実施していたが、最近では大人向けのイベントが多かったと思う。今年のハートフルフェスタも大人向けの講座にする予定であるが、それとは別に子ども向けの行事を計画しているものがあり、今後計画が固まればご紹介させていただきます。

#### (〇〇委員)

障害者差別解消法の合理的配慮について、国公立大学だと法的義務となっているが、私立大学だと努力義務になっている。

私立大学の話だが、車椅子の息子さんの送迎と教室移動、トイレや食事など、お母さんがすべて行い、付き添っておられる。学生同士の交流ができる環境を提供したいが、それを保障する予算がない。

また、正規職の教員が病気になり、自分で運転できなくなった。朝は家族が送って来るが帰りが難しい。経費的に厳しいのでサポートしたいが、そのお金がでない。

県として、法的義務と努力義務の差をどう考えているのか。両者の隙間を埋めるような「合理的配慮」であってほしい。

#### **(障害福祉課長)**

合理的配慮については個々具体的に定められているわけではなく、法的義務についてもすべて対応しなければならないというものでもない。相手方の視点で考えて、お互いが可能な範囲で合意点を見いだしていくのがポイントであり、難しいところである。

民間については努力義務であるので、委員のご指摘のとおり、何とか対応したいが環境が整わないということはあると思う。

県としてそこに何らかの補助をする制度は無いが、ご相談があれば県の対応事例なども紹介しながら、なるべく良い方向でできるようサポートしていきたいと考えている。

#### **(〇〇委員)**

平時の防災について、障害のある人の防災対策について書かれていないが、どういう状況なのか聞きたい。

また、危機管理の方では障害のある人の避難とかにどのような対応をされているのか聞きたい。

今回の真備の災害について、障害のある人が実際どういう状況に置かれていたのかを、岡大と福山市立大と共同で調査をしている。同志社大学の立木先生の話も伺いながら進めているが、福祉と危機管理の連携がどうなっているのかよく判らないところがあるので教えていただきたい。

#### **(障害福祉課長)**

昨年7月の豪雨災害を受けてその点が課題として浮き彫りになった。

危機管理の立場から言えば、災害対策基本法において市町村が窓口になって障害者など支援を要する方の名簿を作成することが義務づけられている。また、義務では無いが避難行動について個別に計画を作る必要がある人には市町村が取り組むべきと示されている。しかし、地域のかたの協力を得ながらやらないと進まない面もあり、昨年7月豪雨災害の際には進んでいないという指摘が報道で多々あった。

その反省を踏まえて検討し、今年度の当課の新規重点事業として、障害のある方の避難行動を「セルフプラン」という名称で事業化する予算を確保した。

これは立木先生がされている障害福祉事業所を絡めるという点にヒントを得ているが、本事業では、障害者団体の方に連携・協力していただき、それぞれの障害特性に応じたプラン作成の仕組みをつくることとしており、市町村の取組を補完できるシステムにもなればと考えている。

#### **(〇〇委員)**

青少年の健全育成対策の推進及びインターネット利用のモラル向上の2箇所で、このど

ちらにも依存に関することがあまり書かれていないように見受けられる。これは依存に関することを特に意識していないから書いていないのか、あるいはこの文章の中に依存のいろんなことも含めているということなのか。また、何か対策を考えていることがあれば教えていただきたい。

#### **(男女共同参画青少年課長)**

依存の話は非常に強くなってきており、今後はその部分についても形になってくるとは思うが、現時点ではまだそうっていない。

#### **(〇〇委員)**

つい先日、WHOがゲーム依存を疾病として認めることが正式に決まったが、この問題はかなり前から言われていた。

そして、昨年9月1日発表の厚生労働省の調査では、5年間で依存している若者が倍近く増えて14%になった。これは7人に1人の割合で、かなり多い数字だと思う。

また、その後に行われた岡山スマホサミットでも、座長の竹内先生が、アンケート調査の結果、岡山県内のスマホ所持率も依存の率も他府県に比べて高いと発表された。

このように数年間で悪化し、かつ岡山県は他府県に比べて状況が悪いことが明らかになっていながら依存対策に手をこまねいているのは良くない。スマホ依存やゲーム依存は、場合によっては数ヶ月で急速に進行してしまうものなので、1年ごとの施策では手遅れになる可能性が、あるいはもう既になっているかもしれないと思う。

特に依存することによって子どもの心身の発達に影響がある。子どもが自由にスマホを使える状況、各家庭に任せている状況を県ではコントロールしていない状況が続くことは、子どもの発達における人権を侵害していることになる。

小学生から大学生までゲームにはまってお金や時間をつぎ込んでいる現状をしっかりと認識して対策を取っていただきたいと思う。

#### **(花田会長)**

学校現場においても、子ども達への教育活動はやっているとは思いますが、依存はかなり問題があるのかなと思う。

#### **(男女共同参画青少年課長)**

ご意見のとおり、かなり問題があるという話しはある。ただ、どうしても教育現場の話しも絡んできますし、家庭の中になかなか踏み込めない状況もある。これから大きな問題になってくると思うので、関係課と連絡を取りながら検討していきたいと考えている。

#### **(花田会長)**

学校教育、社会教育、家庭教育、地域の教育も含めて検討していく必要がある。

## **(2) その他**

「人権問題に関する県民意識調査」について  
～行政説明資料に基づき、人権施策推進課長が説明～

**(事前質問に対する回答)**

**○質問1 資料4、15、19ページ関連(〇〇委員)**

「体と心の性に違和感がある人」→「性別違和の人」とし、注釈として、体と心の性別が異なる人、あるいは、性別があいまい、不明な人、という表記に改めてはどうか。

**○回答1 (人権施策推進課長)**

確かに精神医学の分野では、性同一性障害にかわり性別違和という言葉が用いられているが、今回の意識調査では高齢者等にもできるだけわかりやすい言葉を用いるのが良いのではないかと考えて「体と心の性に違和感がある人」という表記に変えているので、ご了承願いたい。

**○質問2 資料8ページ関連(〇〇委員)**

問13 障害のある人について、選択肢2に「就職職場での不利な扱い」がある。「学校での不利な扱い」についても調査に加えてはどうか。

**○回答2 (人権施策推進課長)**

ご意見を踏まえ、選択肢3に「就学・学校での不利な扱い」を追加する。

**○質問3 資料8ページ関連(〇〇委員)**

問13 障害のある人について、選択肢10「宿泊施設や(略)施設利用の拒否」について、拒否だけでなく利用条件を提示することもあるので、そのことも加えた方がいいのではないかと。

**○回答3 (人権施策推進課長)**

ご意見を踏まえ、「宿泊施設や(略)施設利用の際の拒否や利用条件の提示」に改める。

**○質問4 (〇〇委員)**

沖縄の基地問題などを人権問題として受け止め、沖縄の歴史を学習し、意識を啓発していくような動きはないか。また、岡山県民の意識の中にどれくらい沖縄差別意識が残っているのか。

**○回答4 (人権施策推進課長)**

沖縄の歴史を学習し、意識を啓発していくような動きは、県内では今のところ確認していない。また、沖縄に対する差別意識について調査したものについて、県の方では把握できていない。

**(花田会長)**

調査票の最終版ということで、今日決定していただきたいと思いますが、ご意見はありませんか。

## **(行政説明後の質疑・応答)**

### **(〇〇委員)**

「性別違和」という言葉がまだ一般的ではないから、「体と心の性に違和感がある人」とわかりやすく表記したという説明であったが、「性」は総体としてのセクシュアリティを指す。「体と心の性別に違和感がある人」の方が正確ではないかと思う。国とかどこかのレベルにこういう表記があるのか。

### **(〇〇委員)**

「心と体の性についての違和感」という表現では曖昧なので、〇〇委員の言うように、性別に関する違和感とした方がより具体かなと思う。

### **(人権施策推進課長)**

性で言い切る必要もないし、より分かりやすいので性別にした方がよいというご意見をいただいたので、性別に改めることにする。

### **(花田会長)**

様々な意見が出ましたが、11月に中間報告をして、2月にまとめて3月に発表するというのは、かなり忙しいのではないかと思う。この調査が県の資料として、今後の啓発推進に役立つ大きな力になると思う。

委員の皆様方には長時間にわたり熱心にご審議いただき感謝する。

以上で本日の審議を終了する。